

田 第 号  
年 月 日

墓地等（経営・変更・廃止）不許可通知書

殿

田川市長

年 月 日付けで申請のあった墓地等（経営・変更・廃止）許可申請については、下記の理由により許可しないので、田川市墓地等の経営の許可等に関する規則第14条第2項の規定により通知します。

記

墓地等の名称	
墓地等の所在地	
不許可理由	

注 この決定に不服がある場合は、この処分決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、田川市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、提起しなければなりません。